

お 知 ら せ 2

平成22年2月26日

「特定器材マスターファイル仕様の変更」の変更について

先般、平成21年12月10日付け「お知らせ」により、特定器材マスターの仕様変更予定をお知らせしましたが、今般、その仕様を更に変更することとしましたので、改めてお知らせします。

記

1 特定器材マスターファイル仕様の変更

平成21年12月10日付け「お知らせ」の別添2「特定器材マスターファイル仕様の変更」につきまして、別添のとおり「項番33：DPC適用区分」を追加し、項番33～同35「予備」を項番34～同36「予備」に変更します。

また、項番29の内容欄「なお、経過措置でない場合は「0」である。」を「なお、経過措置でない場合は「00000000」である。」に訂正します。

2 変更時期等

平成22年4月版として平成22年度診療報酬改定時に今回の変更を含めた新レイアウトで公表予定ですが、項番33「DPC適用区分」は、当初、予備項目の扱いとし、「0」（未使用を意味する。）を記録します。

なお、「DPC適用区分」情報については、収載が可能となった時点で公表する予定です。